

日本共産党宮城県会議員団の三浦一敏です。会派を代表して、議第106号議案「令和7年度宮城県一般会計補正予算」に「反対」、議第126号議案「令和6年度一般会計決算及び各特別会計決算」、議第127号議案「令和6年度公営企業会計決算」について「不認定」、議第128号議案「令和6年度水道用水供給事業会計未処分利益剰余金の処分」に「反対」して討論します。

はじめに議第126号ないし議第128号の決算関係議案に対する反対理由をのべます。理由の1点目は、当事者無視で独断専行の県政運営であります。

昨年11月に知事は県精神医療センターの名取市内での建替えを表明し、その後、東北労災病院の現地存続が決まり、4病院再編構想のうち二つの病院の合築構想が破綻しました。振り返れば、合築構想を巡り「新病院への精神科外来設置」「民間精神科病院の誘致」「精神医療センターの分院案」と二転三転し、患者・当事者は振りまわされ傷つけられてきました。知事が精神保健福祉審議会の席上で「私を止められるのは県議会だけだ」と言い放った態度はあまりにも傲慢で県民との間に、埋めがたい溝をつくりました。

一方の仙台赤十字病院と県立がんセンターの統合について仙台市との協議は継続中であり見解の相違があります。県民の命の砦である県立がんセンター廃止により、がんの治療と研究、医療の後退が危惧されます。知事がごり押しする4病院再編構想に反対です。

また、特別徴収義務者となる宿泊事業者の多くや県民の反対の声、大崎市・栗原市・蔵王町・七ヶ浜町・登米市と複数の議会からの「拙速な導入に反対」「慎重審議を求める」要望も振り切って「宿泊税」の導入が強行されたのも見過ごすことはできません。

県営住宅問題について、「今後、公営住宅は市町村にまかせ、県営住宅を建てない」という令和3年12月の「宮城県住生活基本計画」にもとづき、令和6年度は新たに幸町住宅の廃止を決定し、廃止決定は計7団地となりました。当局答弁は「当面は需給関係を見極める」としてありますが、依然として「県営住宅廃止」方針を撤回するとの表明がないことは問題です。

理由の2点目は、子育て支援・教育に冷たい県政です。

宮城県で合計特殊出生率が2015年から年々低下し、全国最低水準になっていることは、いかに子育て支援が乏しいかの表れです。

県民や市町村から要望が出されていた学校給食無償化についても、子ども医療費の市町村への助成拡大も、県の支援を全く行おうとしませんでした。

教員の時間外勤務上限・月45時間を超える教職員が30%に上り、更に過労死ラインである80時間を超える教職員が県立高校で27.4%、中学校で25.2%と高く、その結果、病気休職者・病気休暇者が多発し、病気休職者の65%、病気休暇者の46%が精神疾患となっています。これに対して、教員を増やして少人数学級の速やかな導入が求められますが、年度初めから配当定数を割る「未配置」の状況が続いており、教員不足が深刻な事態となっています。この現状に抜本的な手立てが打たれていないことは問題です。

理由の3点目は、宮城の大事な基幹産業である農林水産業について、一貫して軽視していることです。

新規就農者数は令和6年度154名と前年より増えているものの福島県391名、青森県310名と対比し、かなりのギャップになったままです。抜本的対策を講じなければなりません。また、3

本柱の畜産業の飼育戸数、各種頭数も年々減少していることも放置できません。また、豊島区のアンテナショップ「宮城ふるさとプラザ」の家賃補助をバツサリ削減し撤退させたことは問題です。

海水温上昇に伴い宮城の養殖業や漁船漁業は深刻な事態であり、水産加工業は原魚の確保に四苦八苦の状態なのです。

村井知事になって5期20年近く、宮城の大事な農林水産業予算が削減され続け、決算額が僅か4.8%（農政費3.1%、水産・林政費1.7%）とはあまりにひどいじゃありませんか。こういう決算は認められません。

理由の4点目は、「民間活力」を口実に、大企業優遇の県政を押しすすめていることです。

宮城野原広域防災拠点事業についてですが、大半がJR貨物への移転補償費であり、完成まであと9年もかかり、おとなり岩手県が4,000万円で整備したのに対し千倍以上の422億円もかけるという異常な支出であります。

知事は「みやぎ型管理運営方式」について、決算総括質疑で「企業も儲かる、県や県民も儲かるウィンウィンの制度」と答弁しました。

しかし「水道用水供給事業」の令和6年度県決算は、3億6700万円の赤字となり、直営最後の令和3年度と比べ、3か年度累計で51億6400万円の減益となり、他方運営権者は19億7300万円の利益をあげました。22%というトヨタ自動車の2倍もの利益率です。

なぜこうなるのか。運営権者はこれまで県企業局が整備してきた設備を使って事業を行います。ある事業者が自分の所有物ではない償却資産で事業を展開する場合、所有者に対し家賃や諸物件のリース代を支払うのが常識です。ところが、運営権者は企業局からタダでこれらの提供を受ける一方、これらの減価償却費は県が負担をする仕組みとなっているからです。

知事は「『みやぎ型』により337億円コストを削減できる」とのべましたが、「みやぎ型」が始まる令和4年度当初の設備機械類の償却資産残高は、水道用水供給事業105億円、工業用水事業50億円、流域下水道事業498億円、合わせて653億円です。この減価償却費を県が負担して運営権者に運営をゆだねるというのがコンセッション方式の仕組みでありまして、ウィンウィンの関係など成り立たず、一方的に県の負担となっています。「みやぎ型管理運営方式」9事業全体は3億円の違約金で再公営化が可能です。ただちに再公営化を検討すべきです。

また、宮城県の水道卸値は全国一高く、損益勘定留保資金がどんどん貯まる時期に、利益まで設備投資に廻すのではなく、水道料金引き下げにまわすべきです。

令和5年から6年度にかけての大きな出来事は、知事の突然の発案で台湾大手、半導体のPSMCの誘致に名乗りを上げ、一大キャンペーンが展開されたことです。しかし、あっという間に頓挫し撤退・白紙になりました。その後も、大企業呼び込み型の典型的な新自由主義の「トリクルダウン」政策に固執していますが、むしろ地元の中小企業への予算こそ増額すべきだと指摘しておきます。

理由の5点目は、マイナンバーカードを前提とするアプリ普及に多大な税金をつぎこむトップダウンの県政運営です。

県独自のデジタル身分証アプリ、みやぎ防災アプリの普及について、任意であるマイナンバーカードを持たない県民を置き去りにしたまま進められたことは問題です。アプリを搭載した人に付与される地域ポイントを当初の抽選付与から全員付与に切り替えた際の経過や知事の独断で更

に巨額の予備費を投入したことも看過できません。

次に議第 106 号議案「一般会計補正予算」に対する反対理由をのべます。

病床数適正化支援事業は、1病床を減らせば410万4千円を医療機関に補助するもので本県では申請数812床のうち、177床の病床を削減するものです。深刻な経営難に直面する医療機関をしっかりと支えるために、診療報酬の抜本的な引上げ、直接支援こそが急がれており、安心の医療の提供に逆行する病床削減には反対です。

地域ポイント等導入支援事業については、決算と同じ理由で認められません。

5期 20 年、村井知事は「富県宮城」を掲げてきたものの、出生率、医療施設数、女性の労働力率、県民所得は、政令市を抱える類似県と比較しても低調であります、と地元紙は書きました。

私たち党県議団は5期 20 年の「検証と診断」をまとめましたが、福祉医療の現場は必死でがんばっているのに県の支援は全国的に見て低い水準であり、基幹産業である農林水産業への軽視も一貫しています。

このような県民に冷たい県政は転換しなければならないということを申し上げ討論いたします。

(3250 字)